

「警戒宣言発令時の三重県地域防災計画児童の安全対策」に基づき、地震の警戒宣言が発せられた場合、本校では次のように対応します。

**※警戒宣言が発令されると、市の防災無線で放送があります**

### 在学中に警戒宣言

- ・教室に集合し児童の所在を速やかに把握する。
- ・下校の支度をして、運動場に避難する。
- ・引渡しカードに基づいて、直接保護者に確実に引き渡す。
- ・留守家庭等は一次避難地である本校の体育館で、保護者が引き取りにくるまで保護する。
- ・警戒宣言が発せられたことを知ったら、早急に保護者の方もしくは家族の方等が、学校へ迎えに来て下さい。
- ・その際、車での来校は大変な交通渋滞が予想されますので、必ず、徒歩でお願いします。

### 登下校中の警戒宣言

- ・原則として帰宅する。(防災無線等で発令を知る)
- ・学校の近くの場合は、学校に避難する。その後は、上記の対応と同様とする。

### 校外活動中に警戒宣言

- ・引率教員で臨機応変の対応をとる。

### 在宅中に警戒宣言

- ・登校しない。解除されるまで臨時休業になる。

### 警戒宣言が発令されず、大規模な突発地震が発生した場合

- ・上の対応と同様、学校へ迎えにきて下さい。

## その他

- ・警戒宣言が発せられたり、大規模な地震が発生すると、携帯電話等電話での連絡が難しくなることが予想されます。
- ・電話での連絡ができないことを想定して、各家庭でも警戒宣言が発せられた場合の対応を、よく話し合っておいて下さい。